

文京区立さしがや保育園 アスベスト健康対策等専門委員会 委員会ニュース

平成16年4月9日(金)午後7時から、文京シビックセンター4階のシルバーセンター実習室において、第1回の「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会」が開催され、委員の委嘱、委員会の設置要綱の説明及び質疑応答、健康相談の実施方法の検討などが行われました。次回は健康管理手帳の検討を行い、8月発行を目途に進めていきます。

次の10名の専門委員の方に委嘱を行いました。

委員長	内山 巖雄 (京都大学大学院教授)
委員長職務代理	安達 修一 (相模女子大学助教授)
	神山 宣彦 (産業医学総合研究所部長)
	名取 雄司 (ひらの亀戸ひまわり診療所医師)
	松平 隆光 (松平小児科医師・小石川医師会推薦)
	倉根 修二 (文京クリニック院長・文京区医師会推薦)
	前田 峰子 (神奈川臨床心理学研究協会会長)
	永倉 冬史 (アスベスト根絶ネットワーク代表)
	今井 桂子 (保護者代表)
	森 英記 (保護者代表)

心理相談実施決定！

保護者の方を対象とした心理相談を、前田委員(臨床心理士)が、また、個人別リスク数値についての質問等、健康リスクに関する相談を内山委員長が行います。実施日時は、5月22日(土)の午後、会場は教育センターを予定しています。

相談は予約制で行いますが、予約方法等は委員会ニュース第2号でお知らせします。

今後の予定

5月10日(月)午後7時から
第2回専門委員会
(シルバーセンター実習室・シビックセンター4階)

6月11日(金)午後7時から
第3回専門委員会
(シルバーセンター実習室・シビックセンター4階)

7月9日(金)午後7時から
第4回専門委員会
(未定)

専門委員会は傍聴できます。

連絡先の確認について

皆様方の連絡先の住所等の確認と、今後、委員会ニュース等の送付を希望するかどうかについて、同封の調査票にご記入のうえ返送用封筒で事務局までお送りください。

専門委員会設置要綱について

第1回の専門委員会開催に先立ちまして、委員会の設置要綱を平成16年3月31日付で制定いたしました。この要綱は、文京区の例規集に登載され、「文京区のホームページ」で閲覧することができるよう準備を進めております。



専門委員会設置要綱全文



文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱

15文福育第1599号平成16年3月31日

(設置)

第1条 文京区立さしがや保育園改修工事に伴いアスベストのばく露を受けた保育園児及び文京区職員に対する具体的な健康対策を検討するため、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 専門委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について検討する。

- (1) 健康管理手帳に関する事。
- (2) 園児及び保護者からの健康相談への対応に関する事。
- (3) アスベスト健康被害と予防教育に関する事。
- (4) 専門委員会ニュースの発行に関する事。
- (5) 健康診断の方法に関する事。
- (6) 他の目的で撮影された胸部X線写真の読影と保管に関する事。
- (7) アスベスト関連疾患が生じた際の判定に関する事。
- (8) その他区長が必要と認めた事項

2 専門委員会は、前項各号に掲げるもののほか、健康対策を実施するに当たって必要とする事項について提案することができる。

(構成)

第3条 専門委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) アスベスト疾患に精通している疫学関係者 | 3人 |
| (2) アスベスト疾患に精通している医師 | 2人 |
| (3) 文京区内の医師会を代表する者 | 2人 |
| (4) 臨床心理士 | 1人 |
| (5) アスベストNPOを代表する者 | 1人 |
| (6) 園児又は保護者を代表する者 | 2人 |

2 委員長は、委員の互選によって定めることとし、専門委員会を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、1回に限り再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会の招集)

第5条 専門委員会は、年1回以上開催することとし、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(部会)

第6条 園児又は保護者からのアスベストに係る相談及び医学的事項について検討するため、専門委員会に部会を設ける。

2 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 委員長の職にある者 | |
| (2) アスベスト疾患に精通している医師 | 2人 |
| (3) 文京区内の医師会を代表する者 | 2人 |
| (4) 臨床心理士 | 1人 |

(部会の招集)

第7条 委員長は、第2条第1項第7号の判定に当たって、部会を開催しなければならない。

2 委員長は、必要と認めるとき、部会を招集することができる。

3 委員長は、必要と認めるとき、部会員以外の委員を部会に参加させることができる。

(幹事)

第8条 専門委員会に幹事を置く。

2 幹事は、福祉部長の職にある者、保健衛生部長の職にある者、資源環境部長の職にある者及び施設管理部長の職にある者とする。

3 幹事は、会議に出席して意見を述べることができるものとする。

(事務局)

第9条 専門委員会の事務局は、福祉部保育課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

第4条第1項の規定にかかわらず、施行日後最初に委嘱された委員の任期は、4年とし、6人までの委員は、2年を限度として再任されることができる。

あとがき

この委員会ニュースは、今後、委員会開催後に、決定したことや新たな情報などを、皆様方にお知らせしていきます。内容等についてご意見がございましたら、下記発行者までお知らせください。

また、委員会の会議録や委員会ニュースを、文京区のホームページに登載する準備を進めております。詳細は後日お知らせします。

発行者：文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会
(事務局 文京区福祉部保育課保育係)

東京都文京区春日1丁目16番21号

電話 03-5803-1189 Eメール ほいく@city.bunkyo.tokyo.jp